

(仮称) 飯田橋駅前地区基盤整備ビジョン (素案) の意見募集に伴う説明等について

1 動画配信

(1) 日時

令和4年6月5日(日)から6月24日(金)まで

(2) 視聴回数

90回

2 説明会【動画視聴会】

(1) 日時

令和4年6月17日(金) [1]午後2時30分開始 [2]午後6時30分開始

(2) 場所

牛込箆笥地域センター

(3) 参加者数

計14名 ([1] 9名、[2] 5名)

(4) ご意見等件数

計10件

(5) 主なご意見等

- ・当地区は神田川と外濠に面し高低差があるが、防災への考えはあるか。

(回答) 河川の増水等により当地区の一部では、浸水が想定される区域があるが、本ビジョンでは、主な取り組み方策として、大きな開発の際には雨水流出抑制施設の整備や地下への浸水防止等の取組方策を記載している。

また、本地区は現状として帰宅困難者の一時滞在施設がない。今後、開発の機会をとらえて、一時滞在施設の整備や地域住民の方々が一時的に滞在できる空間を整備することなどで防災性の向上に繋がるまちづくりを進めていきたいと考えている。

- ・基盤を整備するにあたり、飯田橋駅東口の駅前が重要な場所であると考えている。そのため、東京都と関係区で連携し、周辺の開発が本ビジョンに基づいて整備されることを期待する。
- ・同時に進んでいる東京都、3区、鉄道事業者で検討が進められている飯田橋駅周辺基盤整備方針について、進捗を伺いたい。

(回答) 東京都主導のもと、新宿区、千代田区、文京区、国土交通省、鉄道事業者により基盤整備方針検討会を設置し、令和2年9月に飯田橋駅周辺基盤整備構想を策定した。現在その構想の深度化をはかり、今後、飯田橋駅周辺基盤整備方針を策定する予定である。皆様から頂いた意見をもとに本ビジョンを策定し、この基盤整備方針との整合を図っていきたいと考えている。

(仮称) 飯田橋駅前地区基盤整備ビジョン (素案) 意見募集の実施結果について

1 実施期間

令和4年6月10日(金)から6月24日(金)まで

2 意見提出者数

意見提出者数 5名(郵送2名、ファックス1名、窓口持参1名、ホームページ1名)

3 意見件数及び意見への対応

(1) 意見件数 70件

分類	件数
本ビジョン策定の進め方に関する意見	2件
まちづくりの進め方に関する意見	6件
ビジョンの表記に関する意見	31件
バリアフリーに関する意見	2件
防災に関する意見	7件
歩行者ネットワークに関する意見	6件
ペDESTリアンデッキに関する意見	2件
公共交通に関する意見	4件
土地利用に関する意見	3件
景観に関する意見	2件
駐車場等に関する意見	1件
その他	4件
合計	70件

(2) 意見への対応

分類	件数
A 意見または趣旨を反映する	0件
B 意見の趣旨は素案の方向性と同じ	10件
C 意見の趣旨に沿ってまちづくりを推進する	2件
D 今後の取組みの参考とする	8件
E 意見として伺う	10件
F 質問に回答する	25件
G その他(表現の修正、写真の差替え等)	15件
合計	70件

意見要旨と区の考え方

No.		意見要旨	区の考え方	
1	ビジョン策定の進め方	提出された意見に対する区の考え方は公表してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 提出された意見に対する区の考え方については、新宿区ホームページで公表します。
2		飯田橋駅前地区は、交通結節点であり区民、都民の利用者が多いことから本ビジョンへの関心は高いと思う。本ビジョンに係る意見募集は、広報による周知だけでなく、新宿区への通勤者である区民に広く周知する手段を取るべきである。なぜそのような手段を採用しなかったのか。	F	ご質問に回答します。 本ビジョンの策定にあたっては、地域住民と勉強会を重ね検討してきました。そのため、意見募集にあたっては、その地域の方々のご意見をさらに反映するため、対象範囲の土地・建物の所有者、お住まいの方、営業されている方に対して、まちづくりニュースを配布し周知をいたしました。 本地区は交通結節点で交通利便性が高く来街者も多いため、幅広く周知を行う必要があると判断し、パブリックコメントと同様に広報新宿及び区ホームページへ掲載し周知いたしました。
3	まちづくりの進め方	P1に、「駅周辺の都市開発と連携した基盤整備」と記載されているが、現在、具体的な都市開発計画はあるか。	F	ご質問に回答します。 現在、具体的な都市開発の計画はありませんが、本ビジョンの対象区域の一部において、再開発の準備組合が設立されております。
4		P1に、「駅周辺の都市開発と連携した基盤整備」と記載されているが、実際は、開発事業者への「制限・制約」を強いる事になるのでないかと思う。連携とは、どの様な指導を指すか。	F	ご質問に回答します。 駅周辺の再開発の機会を捉えて、民間活力を最大限に活用することで、駅周辺の基盤整備を適切に誘導できるものと考えています。そのため、本ビジョンを基に関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めていくものと考えております。
5		P1に、「任意の共同化などのまちづくり手法に合わせた基盤整備を誘導」と記載されているが、具体的にはどのような都市開発事業か。	F	ご質問に回答します。 都市計画法等で定められる制度を用いた大規模開発だけではなく、建築基準法に基づく単独建て替えや、隣接地との共同建て替えを想定しています。
6		P11に、「行政計画等における位置づけを踏まえ、まちづくりの目標と方針を掲げます。」と記されているが、「位置づけを踏まえる」とはどのような意味か。	F	ご質問に回答します。 「新宿区まちづくり長期計画」等の行政計画や、地域で取りまとめた「飯田橋駅東口周辺地区まちづくり構想」と整合を図ることを意味しています。
7		P13の方針2及び方針3に関連して、「安全・快適・賑わい・滞留空間として歩行者空間」の確実な形成のため、当地区に「歩行者利便増進道路制度」の適用を考えてほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 今後まちづくりの深度化や都市開発の具体化に合わせ、各種制度の活用等を含め、本ビジョンの実現に向けた検討を進めます。
8	ビジョンの表記	P15の交通基盤の整備イメージについて、地上・地下・デッキレベルの歩行者空間エリアに私共が所有する建物があります。具体的なお話がまだきいていないため、今この状況での計画の賛否を決めることはできません。このまま情報を聞かされず計画が進み法的に条例で決まってしまうのではないかと不安に思っております。	C	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 本ビジョンは、「新宿区まちづくり長期計画」や地域で取りまとめた「飯田橋駅東口周辺地区まちづくり構想」と整合を図り策定し、今後想定される再開発の機会を捉え、都市基盤等の整備を適切に誘導し、飯田橋駅前地区のまちづくりを推進していくことを目的とするもので、法的な拘束力を持つものではありません。 今後、具体的な計画は、関係者と協議・調整・合意形成を踏まえながら、検討を進めていくものと考えております。
9		P1に、「令和4（2022）年1月には、「新小川町・津久戸町放射第25号線沿道地区まちづくりガイドライン」に基づき、用途地域の変更や地区計画の策定等を行いました。」と記載されているが、用途地域の変更された区域は、飯田橋駅前地区地区計画の放射第25号線沿道地区と飯田橋駅前地区計画の区域全体のどちらか。	F	ご質問に回答します。 放射第25号線沿道地区のうちの一部です。 詳細は以下の区ホームページ「都市計画図（用途地域等、都市施設等）の閲覧」（PDF形式）」をご参照ください。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/toshikei01_002180.html
10		P1に、「令和4（2022）年1月には、「新小川町・津久戸町放射第25号線沿道地区まちづくりガイドライン」に基づき、用途地域の変更や地区計画の策定等を行いました。」と記載されているが、地区計画が策定されたのは、飯田橋駅前地区地区計画の区域と地区整備計画の区域（放射第25号線沿道地区）のどちらか。	F	ご質問に回答します。 飯田橋駅前地区地区計画の区域です。
11		P1に、令和4年1月に飯田橋駅前地区地区計画の都市計画決定と用途地域等の都市計画変更を明記してほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 本ビジョンは、多くの方にとって読みやすくわかりやすい構成とするため、ビジョンの内容を前半に記載し、既存のまちづくり計画等については、後半の参考資料に記載しています。ご指摘を踏まえ、注記で参考資料のページ番号を記載します。

意見要旨と区の考え方

No.	意見要旨	区の考え方
12	P1下部の図の横に、「令和2年12月 新小川町・津久戸町放射第25号線沿道地区まちづくりガイドライン策定」、「令和4年1月 飯田橋駅前地区地区計画都市計画決定 用途地域等都市計画変更」を記載し、さらに、対象エリアが「飯田橋駅前地区地区計画」の区域である事を記載してほしい。	E ご意見として伺います。 第1章「2 基盤整備ビジョンの位置づけ」で、新小川町・津久戸町放射第25号線沿道地区まちづくりガイドラインを令和2年12月に策定したことを記載しています。また、地区計画の区域については、参考資料に記載しています。
13	飯田橋駅前地区地区計画の計画書では、位置として「新宿区揚場町、津久戸町、下宮比町、筑土八幡町、新小川町及び神楽河岸各地内」と記されているが、P3の対象区域の図には神楽河岸が記載されておらず、対象区域に含まれているかどうかわからない。図に町名を記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 対象区域図に神楽河岸を追記します。
14	P4左下の「病院、診療所」の図の代わりに、「多様な用途の集積」の図として、P29の土地利用現況図を入れてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 本ビジョンは、多くの方にとって読みやすくわかりやすい構成とするため、ビジョンの内容を前半に記載し、まちの歴史・現況等については、参考資料に記載しています。ご指摘を踏まえ、注記で参考資料のページ番号を記載します。
15	P5に、「幹線道路の歩道が通勤時間帯等に混雑し、ゆとりある歩行者空間が不足しています。（大久保通り、目白通り等）」と記載されているが、「幹線道路である大久保通り、目白通りの歩道が・・・」と記載し、「（大久保通り、目白通り等）」を削除した方が読みやすい。	G ご意見を踏まえて修正します。 文章について、より分かりやすくなるよう修正します。
16	P6に、「駅からまちへつながる動線のバリアフリー化が不十分です。（歩道橋、地下鉄出入口など）」との記載があるが、「駅」との記載でなく「JR駅、地下鉄駅」とわかりやすく記載してほしい。	E ご意見として伺います。 本ビジョンは、対象区域においてまちづくりを進めていくことで、駅まち一体空間を形成するとともに、都市基盤の課題解決を図ることを大きな方針としています。ここでは、駅とまちの関係性をとらえる意味で、このような記載としています。
17	P6に、「地区周辺には、外濠や神楽坂といった歴史的・文化的資源があり、千代田区・文京区とも接していることから、地域の住民や来街者の回遊性を向上させることが求められます。」との記載があるが、「千代田区、文京区とも接していることから」の意味がよくわからないため、丁寧に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 文章について、より分かりやすくなるよう、ご意見を参考に表現を工夫します。
18	P9に、「（1）ニューノーマルに対応したまちづくり」と記載されています。このニューノーマルという言葉について、新型コロナの以前の言葉である「ニューノーマル」の意味を用語解説に記載してほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 新型コロナウイルス感染症拡大後におけるニューノーマルについて、参考資料の用語解説に追記します。
19	P9に「職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供」と記載されているが、「リアルな場」のここでの意味は何か。	F ご質問に回答します。 「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性（論点整理）」（令和2年8月国土交通省）において「ビジネスパーソン等の偶然の出会い・交流や、予定していないコミュニケーション、顔を突き合わせた深い議論が行われるリアルな場」として用いられているものを援用し、テレワーク等のリモート環境ではない、対面でのコミュニケーションを行うことのできる場を想定しています。
20	P9に、「職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供」と記載されていますが、「複合的な都市機能」の具体的な意味の説明及び例示をしてほしい。	E ご意見として伺います。 新宿区まちづくり長期計画まちづくり戦略プラン等に示している、「住・商業・業務等が調和した都市機能」を意図し記載しています。
21	P9に、「職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供」と記載されているが、「提供」するのは、開発事業者か、それとも地区からの創出か。	F ご質問に回答します。 本ビジョンでは、多様な主体が連携し、飯田橋駅前地区のまちづくりを実現することを目指しています。具体的な都市機能の実現については、今後関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めるものと考えております。
22	P11に示す方針イメージに「地上、昇降機、デッキ、建物、道路空間」を記載する事によりイメージ図をわかりやすくしてほしい。	G ご意見を踏まえて修正します。 イメージ図がより分かりやすくなるよう、表現を工夫します。

ビジョンの表記

意見要旨と区の考え方

No.	意見要旨	区の考え方	
23	P12に、「地区内では、建物の敷地内における歩行者空間の整備を促進します。周辺地域とつながる動線については、空間の拡充や機能更新により、快適な歩行者空間を創出し、回遊性の強化を図ります。」と記載されている。「促進」「空間の拡充や機能更新」「歩行者空間を創出」については、都市開発諸制度の活用により、開発業者の協力を得て実施されるため、本ビジョン策定によって、区が「促進」「空間の拡充や機能更新」「歩行者空間を創出」すると読み取れる文章とするよう再考してほしい。	E	ご意見として伺います。 区は、本ビジョンを策定し、駅周辺の都市開発と連携した都市基盤整備等を誘導していきます。当区域における基盤整備の役割分担等については今後、関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めていくものと考えております。
24	P12に、「五差路における、当地区と周辺地域をつなぐ歩道橋の機能更新（バリアフリー化など）」「周辺地域と連携した、円滑な移動を補助する次世代技術の活用の検討（モビリティポートの整備、先進モビリティ技術の導入など）」との記載がある。（バリアフリー化など）（モビリティポートの整備、先進モビリティ技術導入など）と文章の末尾に括弧書きの文章を加えて本文の内容を補足するのではなく、本文中に文章を入れてわかりやすく記載してほしい。	E	ご意見として伺います。 多くの方にとって読みやすくわかりやすい文章となるようにこのように記載しています。
25	P12に、「敷地内における、道路や空地等を相互につなぐ、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備」とある。ここでの「空地」の読み方は、「あさち」「くうち」「そらち」のいずれか。	F	ご質問に回答します。 「空地」は「くうち」と読みます。
26	P12に、「周辺地域と連携した、円滑な移動を補助する次世代技術の活用の検討（モビリティポートの整備、先進モビリティ技術の導入など）」と記載があるが、モビリティポートの注釈を記載してほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 参考資料の用語解説に追記します。
27	P12に、「周辺地域と連携した、円滑な移動を補助する次世代技術の活用の検討（モビリティポートの整備、先進モビリティ技術の導入など）」との記載があるが、「周辺地域」とはどこか。	F	ご質問に回答します。 現時点で次世代技術を活用する具体的なエリアは想定しておりません。次世代技術の活用については、今後の関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら、適用範囲を含め具体的な検討が進められるものと考えております。
28	P12のベデストリアンデッキの事例写真について、五差路歩道橋のバリアフリー化をイメージさせるために掲載するのであれば、階段部分にエスカレーター及びエレベーターが設置されているものにしてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 バリアフリー化をイメージできるベデストリアンデッキの写真に差し替えます。
29	P12に掲載されている写真について、文章との整合性を図ってほしい。	E	ご意見として伺います。 写真は文章のイメージの一例を示すものとして掲載しています。
30	P12の道と敷地が一体となった歩行者空間の事例写真について、神田スクエアの写真を用いているが、区民が身近にイメージできる新宿区内の写真に掲載してほしい。	E	ご意見として伺います。 写真は文章のイメージの一例を示すものとして掲載しており、わかりやすさを優先に、新宿区内に限らず広く事例を収集し選定しています。
31	P13の方針2の主な取組方策に「高低差を解消する、地上・地下・デッキレベルの歩行者区空間の整備」とあるが、事例写真として星が丘テラスを掲載している。名古屋の事例を掲載するのではなく、身近な事例写真を掲載してほしい。星が丘テラスは斜面上に建てたショッピングモールであり、掲載されている写真は建物内の飲食店をつなぐ回廊だと思われる。斜面上の再開発事例ではあるが、デッキの事例ではないと思う。	G	ご意見を踏まえて修正します。 高低差を解消する歩行者空間の事例として、星が丘テラスの写真に掲載しておりましたが、方針イメージに近づけるため、高低差を解消するデッキの事例写真に差し替えます。
32	P13に、星が丘テラスの事例写真を掲載しているが、特別区内にも同様の事例はあると思う。千代田区の「富士見二丁目北部地区市街地再開発計画」の飯田橋プラザにおいても高低差を解消したデッキが整備されている。	G	
33	P13に、星が丘テラスの事例写真を掲載しているが、区は星が丘テラスの現地調査を行っているか。	F	ご質問に回答します。 星が丘テラスの現地調査は行っておりません。
34	P13に、方針3の主な取組方策のサンクンガーデンの事例として御茶ノ水ソラシティを掲載しているが、有楽町線「東池袋駅」もこの事例に該当する。上下のエスカレーターがあり、地下通路によって池袋サンシャインに繋がっている。	E	ご意見として伺います。 写真は文章のイメージの一例を示すものとして掲載しています。
35	P14の交通基盤のコラムが記載されているページと、P15の交通基盤の整備イメージが記載されているページは、順番が逆ではないか。	F	ご質問に回答します。 交通基盤のコラムは方針2及び方針3に関わるものであり、交通基盤の整備イメージは交通基盤全体の方針内容を図として表したものであるため、このとおりの順としています。

ビジョンの表記

意見要旨と区の考え方

No.	意見要旨		区の考え方	
36	ビジョンの表記	P15の交通基盤の整備イメージについて、「方針3」の滞留空間の整備促進のイメージが、図にも凡例にも示されていないため、記載してほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 第3章「交通基盤」(方針3)の内容を交通基盤の整備イメージに追記します。
37		P15の交通基盤の整備イメージについて、P12に記載されている目白通りなどの歩行者空間整備を整備イメージにも記載してほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 交通基盤の整備イメージの図に「地区内及び周辺地域との連携による回遊性の強化」を追記します。
38		P15の交通基盤の整備イメージについて、本ビジョンでは「駅とまち一体整備」の推進をメインテーマにしているのに、地区と駅との一体整備が五差路での「点での駅との結節」を意味するように見える。線、面として駅との一体性がイメージされる図の工夫をしてほしい。	E	ご意見として伺います。 交通基盤の整備イメージについては、第3章「交通基盤」(方針2)において、駅とまちを繋ぐ安全で快適な歩行者空間の整備促進の主な取組方策として、地上・地下・デッキレベルでの歩行者空間の整備や縦動線の整備を示し、五差路については、交通基盤の整備イメージ図において、周辺地域との連携による回遊性の強化を示しています。
39		P18の方針1の都市の賑わい空間の事例として富山グランドプラザを挙げているが、都内の事例を挙げてほしい。	G	ご意見を踏まえて修正します。 多様な用途が集積している当地区の地域特性を踏まえ、事例写真を差し替えます。
40	バリアフリー	P6に、「大江戸線は、エレベーターのある出入口(C2)が文京区側にしかなく、バリアフリーで新宿区とつながる横断歩道の位置が飯田橋交差点(五差路)から離れているため、JR・東京メトロや総合病院までのバリアフリールートは、大きな迂回が必要です。」との記載があるが、バリアフリーの実現に際し、鉄道事業者に「大規模駅のバリアフリー経路2カ所以上の義務付け」として、新宿区側にもバリアフリールートの設置を求めるのか。あるいは、地上部で2ルートの確保を求めるのか。	F	ご質問に回答します。 区が策定した移動等円滑化促進方針では、バリアフリー経路の1ルートの設置は義務となっていますが、2ルート目は推奨であり設置を義務付けるものではありません。なお、本ビジョンにおいては、対象区域においてまちづくりを進めていくことで、駅まち一体空間を形成するとともに、エリア全体のバリアフリー化を目標としています。
41		老朽化した歩道橋について、バリアフリー化が出来ていないが、今後どうするか問題だと認識している。区の方針を伺いたい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 本ビジョンでは、五差路のバリアフリー化については、第3章の交通基盤(方針2)駅とまちをつなぐ、安全で快適な歩行者空間の整備促進を掲げています。主な取組方策として、地上・地下・デッキレベルを相互につなぐ、ユニバーサルデザインに配慮した縦動線(エスカレーター、エレベーター)の整備を示しており、これらの歩行者ネットワークが実現されることでバリアフリー化を含めた安全で快適な歩行者空間が実現されるものと考えております。
42	防災	P8の防災施設の図に以下の項目を記入してほしい。 ・東京新宿メディカルセンター⇒災害拠点病院 ・津久戸小学校⇒避難所、救護所 ・特定緊急輸送道路⇒目白通り ・その他の緊急道路⇒大久保通り、外堀通り	G	ご意見を踏まえて修正します。 防災施設の図に、東京メディカルセンターが災害拠点病院であること、津久戸小学校が医療救護所であること、目白通りが特定緊急輸送道路であること、大久保通り、外堀通りが一般緊急輸送道路であることを追記します。
43		本ビジョン対象区域は、区内で一番の低地である。神田川の河川改修が優先される基盤整備だと思う。P10の課題総括に記載してほしい。	B	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 水害対策等による防災性向上は、第3章「まちの機能」(方針3)において、浸水等、様々な災害を想定した施設等の整備を促進し、居住者から来街者まで、誰もが安心して過ごせるまちを目指すことを記載しています。
44		P17の方針3のオープンスペースに関連して、都市防災機能強化として、オープンスペースを震災時の防災設備空間、異常降雨に備える雨水貯留施設として活用できるよう整備してほしい。	B	
45		P20の将来像の実現に関連して、区内で一番の低地である当該地域の将来像の実現のためには、水害リスクを考慮し、その対策を前提としたまちづくりが重要と考える。下水道整備、河川整備、公共施設内及び開発計画地内の雨水貯留施設整備が開発実現の要件と考える。	B	
46		P13にて、主な取組方策の事例としてサンクンガーデンを挙げているが、当地区のような浸水想定区域において、サンクンガーデンの整備は可能なのか。	F	
47	P14のサンクンガーデン整備のイメージに関連して、浸水想定区域での整備は、問題だと思う。	D		

意見要旨と区の考え方

No.		意見要旨	区の考え方	
48	防災	地下エリアや通路を活用した防空シェルターを整備してほしい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 第3章「まちの機能」（方針3）で建物更新等による防災性向上を掲げています。主な取組方策として、帰宅困難者を対象とした一時滞在施設や、地域住民も利用可能な一時滞留スペースの整備を記載しています。地下空間を活用した防災施設の整備内容については、今後、関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めるものと考えております。
49	歩行者ネットワーク	P5に、「道路に歩行空間が十分に確保されておらず、歩道橋が老朽化しているなど、安全で安心な歩行者空間の整備が不十分です。」との記載があるが、ここでいう「歩道橋」は、五差路上と大久保通り上の2箇所を指すか。	F	ご質問に回答します。 老朽化した歩道橋とは、五差路の歩道橋を指します。
50		P12に、「大久保通りや目白通りなどの歩道と敷地が一体となった、ゆとりある歩行者空間の整備」と記載されているが、区が整備するののか。	F	ご質問に回答します。 当区域における基盤整備の役割分担等については今後、関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めるものと考えております。
51		P12に、「大久保通りや目白通りなどの歩道と敷地が一体となった、ゆとりある歩行者空間の整備」及び「敷地内における、道路や空地等を相互につなぐ、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備」とあるが、整備内容の違いがわからない。敷地が道路と面していない場合、敷地内に空地を設けるとはどういうことか。 また、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間とはどのようなものであるか、わかりやすく記載してほしい。 バリアフリーとの違いもわからない。	F	ご質問に回答します。 「大久保通りや目白通りなどの歩道と敷地が一体となった、ゆとりある歩行者空間の整備」は、例えば、歩道に沿って敷地の外周部に歩道状空地を築造し、歩道と一体となった歩行者のためのゆとりある空間を創出することを想定しています。「敷地内における、道路や空地等を相互につなぐ、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間の整備」は、例えば、敷地の外周部に限らず、道路や空地等の相互間を有効に連絡する歩行者専用通路を築造することを想定しています。 ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間とは、ゆとりある有効幅員が確保され、通路の面に段差がないなど、高齢者、障害者等を含むすべての人が安全で円滑に通行できる構造の歩行者空間を意味しています。 バリアフリーとユニバーサルデザインの違いについては、参考資料の用語解説に記載しています。
52		素案を拝見し、街の明るい将来像に胸を膨らませている。ぜひ、子供、高齢者が安心して歩けるスペースの確保を、お願いしたい。期待している。	C	ご意見の趣旨に沿ってまちづくりを推進します。 本ビジョンでは、「地区内及び周辺地域との連携による回遊性の強化」や「駅とまちをつなぐ、安全で快適な歩行者空間の整備促進」を方針に掲げ、多層に行きかうことができる安全で快適な歩行者空間の形成を目指しています。
53		ラムラの2階デッキを活用してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、東京都、千代田区、文京区、新宿区、鉄道事業者等で構成される「飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会」において、飯田橋駅を含む都市基盤の充実・強化を図るための指針となる「飯田橋駅周辺基盤整備方針」の策定に向けた検討を行っています。 今後、飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会の中で、頂いたご意見をお伝えしていくとともに、快適な歩行者ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。
54	まちを繋ぐ新五差路として放射第25号線に牛込大橋を整備してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 第3章「交通基盤」（方針1）に、地区内及び周辺地域との連携による回遊性の強化を記載しています。まちを繋ぐ新五差路の牛込大橋については、今後、関係者と協議・調整・合意形成を踏まえながら、検討を進めるものと考えております。	
55	ペデストリアンデッキ	P14のデッキ整備イメージに関連して、都道上にペデストリアンデッキを整備することは、道路占有上可能なのか。また、道路法上可能なのか。立体道路制度を活用するののか。	F	ご質問に回答します。 具体的な整備にあたっては今後、整備手法等を含め、道路管理者等との協議・調整を踏まえながら検討を進めるものと考えております。
56	P14のデッキ整備イメージに関連して、JR飯田橋駅東口を橋上駅化し、五差路上に広幅員のペデストリアンデッキを整備した上で「駅まち一体化」する案を、提案してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、東京都、千代田区、文京区、新宿区、鉄道事業者等で構成される「飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会」において、飯田橋駅を含む都市基盤の充実・強化を図るための指針となる「飯田橋駅周辺基盤整備方針」の策定に向けた検討を行っています。 今後、飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会の中で、頂いたご意見をお伝えしていくとともに、快適な歩行者ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。	

意見要旨と区の考え方

No.	意見要旨		区の考え方	
57	公共交通	P10の「特性と課題のまとめ」に、以下の内容を記載してほしい。 ・JR飯田橋の西口開設に伴う、下記の歩行者交通変化 ①東口の利用者数変化、西口利用者数、五差路歩道橋の利用者数の変化 ②飯田橋セントラルプラザの商業施設ラムラの入込客数	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 本ビジョンの策定にあたり、JR飯田橋駅のホーム移設による歩行者交通量の変化に関する調査は行っていません。
58		ホーム移設によりJR飯田橋駅へのアクセスが遠回りになってしまったので、中央口を整備してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 現在、東京都、千代田区、文京区、新宿区、鉄道事業者等で構成される「飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会」において、飯田橋駅を含む都市基盤の充実・強化を図るための指針となる「飯田橋駅周辺基盤整備方針」の策定に向けた検討を行っています。 今後、飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会の中で、頂いたご意見をお伝えしていくとともに、快適な歩行者ネットワークの形成に向けて取り組んでまいります。
59		大久保通りが一方通行化された場合、既存の都営飯田橋方面行のバス停はどうなるのか。	F	ご質問に回答します。 現段階では、大久保通りの一方通行化は検討していません。
60		JR、地下鉄、バスに続く第四の公共交通として、神田川に日本橋・浅草橋方面の船着き場を整備してほしい。	E	ご意見として伺います。 船着き場については、河川管理者等が協議し、実現可能性を検討するものと考えております。
61	土地利用	病院施設を整備してほしい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 第3章「まちの機能」（方針1）住・商業・業務の調和した賑わいの創出の主な取組方策として、健康長寿社会に対応した機能（総合病院、健康情報発信施設等）の整備を記載しています。
62		多く住む外国人のためのインターナショナルスクールを整備してほしい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 本ビジョンでは、外国人を含む多様なニーズや変化に対応できる、駅前にはふさわしい賑わい拠点の整備を目指しています。 具体的な都市機能については今後、関係者との協議・調整・合意形成等を踏まえながら検討を進めるものと考えております。
63		地階及び低層階に都心の物流ハブを整備してほしい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 第3章「まちの機能」（方針2）主な取組方策で、地域の賑わいに配慮した集約駐車場や、路上駐車対策としての共同荷捌き場の整備を記載しています。
64	景観	P16に、方針2の主な取組方策として、「建物低層部を人々の活動が感じられる開放的な設えなどとした、賑わいある街並みの形成」や「外壁等を自然素材や落ち着いた色のある色彩、歴史を偲ぶ外構などとした、神楽坂や外濠と調和したデザイン」と記載されているが、当地区に景観法に基づく行為の制限を定めたり、景観地区や景観協定などの各種制度を活用してこれらの実現を開発業者に求める事が可能か。	F	ご質問に回答します。 新宿区景観まちづくり計画及び新宿区景観形成ガイドラインでは、当地区を含む外濠地区について、「外壁の色彩や素材は、自然素材にする、日本の伝統色を用いる、外濠周辺の歴史あるおもむきや水とみどりに調和するものとする」、「自然になじむ素材や低彩度色・自然色を基調とする」等を示しています。本ビジョンの内容は、こうした新宿区景観まちづくり計画等と整合を図っており、具体的な開発計画については、新宿区景観まちづくり条例等に基づく手続きの中で景観に関する協議を行ってまいります。
65		P16の方針2の主な取組方策に関連して、歴史的資源と調和した街並みの形成の観点から、ぜひ看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔及び広告板等の屋外広告物の規制を検討してほしい。	D	ご意見は、今後の取組の参考とします。 屋外広告物については東京都屋外広告物条例に基づき規制を行っています。また、新宿区は、屋外広告物に関する景観形成ガイドラインにおいて、外濠周辺地区について地域別ガイドラインを定め、具体的な方策として「屋外広告物は高層部での表示・掲出は抑え、低層部は賑わいととも外濠周辺の景観などに調和し、洗練された屋外広告物をつくる」等を示しています。これらを踏まえ、具体的な屋外広告物の計画については、新宿区景観まちづくり条例に基づき景観誘導を行ってまいります。
66	駐輪場等	公共自転車置場を整備してほしい。	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。 第3章「まちの機能」（方針2）に、適切な駐車場・駐輪場の整備促進を掲げ、主な取組方策として、駅に近接するなど、自転車利用者の利便性に配慮した駐輪場やシェアサイクルポートの整備を記載しています。
67	その他	UR都市機構発注の「令和3年度飯田橋駅周辺市街地開発と連動した基盤施設再整備基本計画等検討業務」と本ビジョンとの関わりを教えてください。	F	ご質問に回答します。 本ビジョンの作成とUR都市機構発注業務との関連はありません。

意見要旨と区の考え方

No.	意見要旨	区の考え方
68	<p>外堀通りの都市計画道路の未整備部分（五差路の交差点部及び軽子坂付近の揚場町に接する部分）は、都の整備事業であると思うが、本ビジョンの基盤整備の対象か。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>五差路の交差点部に都市計画道路の未整備部分はありません。また、軽子坂付近については、軽子坂以南の外堀通りは都市計画道路未整備区間ですが、この区間は本ビジョンの範囲に含まれていません。</p>
69	<p>その他</p> <p>P9のタイトルに「2 新たなまちづくりの視点」と記載されている。どのような視点が、本ビジョンに反映されているか。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>新たなまちづくりの視点のうち、（1）ニューノーマルに対応したまちづくりに関しては、第3章「まちの機能」（方針1）において、多様なニーズや変化に対応した良質なオフィス・住宅の整備を取組方策として記載しています。</p> <p>また、（2）地球温暖化対策及び（3）次世代技術等の活用に関しては、第3章「交通基盤」（方針1）の主な取組方策として、周辺地域と連携した、円滑な移動を補助する次世代技術の活用を検討、「まちの機能」（方針4）の主な取組方策として、太陽光発電、バイオマス発電などの最先端技術の導入や高効率機器、コージェネレーション設備、建物の高断熱化、ZEBの導入等を記載しています。</p>
70	<p>P9に、「職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供」と記載されているが、「その価値」の「その」は、何を指すか教えてほしい。</p>	<p>F</p> <p>ご質問に回答します。</p> <p>第2章「まちの特性と課題」の新たなまちづくりの視点で（1）ニューノーマルに対応したまちづくりで、職住近接に対応し、「リアルな場」としての価値を高める複合的な都市機能の提供と記載しており、「その」という指示語は使用していません。</p>